

平成20年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

県民文化生活部

(注) 1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法 令 1	適用類 型 2
県民文化課	県立文化施設整備事業 委託	県立文化施設の施設整備 業務	平成20年10月14日	(財)滋賀県文化振興事 業団	21,118,980	委託事業の内容が指定管理者の行う施設の管 理運営業務と密接に関わる改修工事の執行であ り、日常の施設運営との調整を要し、当該施設設 備の状況を熟知している者でなければ監理でき ないため。	2号	3イ
県民文化課	希望が丘文化公園施設 整備事業委託	希望が丘文化公園の施設 整備を委託	平成20年11月10日	(財)滋賀県文化振興 事業団	12,430,000	委託事業の内容が指定管理者の行う施設の管 理運営業務と密接に関わる改修工事の執行であ り、日常の施設運営との調整を要し、当該施設設 備の状況を熟知している者でなければ監理でき ないため。	2号	3イ